


平成24年度特定施設入居者生活介護事業者の募集について

ツイッターへのリンクは別ウィンドウで開きます  2012年11月22日

第5期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画における平成24年度特定施設入居者生活介護事業者の募集について

【公募対象となる事業開始時期:平成25年度及び平成26年度】

平成24年度から平成26年度までを計画期間とする「第5期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画(以下「整備計画」という。)」の策定に伴い、特定施設入居者生活介護事業者の募集を行います。

1 公募の対象となるサービス

特定施設入居者生活介護(介護専用型及び混合型)

特定施設入居者生活介護を直接又は外部サービス利用型で提供できるものを対象としますが、定員が29名以下となる「地域密着型特定施設入居者生活介護」は除きます。

1施設当たりの応募総定員数は、30名以上80名以下とします。

市街化調整区域での計画は募集の対象外とします。

2 公募の対象となる募集定員数

募集時期/平成24年度

介護専用型	80名
混合型	196名

3 公募の対象となる事業開始時期

平成25年4月1日から平成27年3月31日まで

4 選定の方法

募集定員数を越える応募があった場合は、各応募者から提出された書類の内容を、本市の「特定施設入居者生活介護事業者選定基準」に照らし、選定項目ごとに採点を行い、その結果を「地域密着型サービス等部会」に諮り、意見反映措置を講じた上で、運営予定事業者を決定します。

「地域密着型サービス等部会」とは、川崎市介護保険運営協議会に置かれている学識経験者・団体代表者・市民公募による委員から構成される部会です。

5 選定の時期

平成25年3月中を予定

6 選定の結果

合否に関わらず、応募をいただいた全ての事業者に対して、平成25年3月中(予定)に準備が整い次第、文書にて通知いたします。また、運営予定事業者決定後は、応募の概況及び運営予定事業者名等を本市ホームページ上にて公表します。なお、公表内容は、計画地・運営予定事業者名・居室数・入居定員数・開設予定時期・選定結果「合計の点数」を予定しております。

7 応募資格

(1)介護保険法第70条第2項に該当しない者であること。また、事業を長期間継続して安定的に運営できる経営基盤を有し、社会的信用の得られる経営主体であること。

(2)その他関係法令等を満たす計画が作成できる者(主なものは次のとおり)。

老人福祉法及び老人福祉法施行規則等

介護保険法及び関連する省令(指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準)等

川崎市有料老人ホーム設置運営指導要綱及び指導指針

都市計画法、建築基準法、消防法等

注意:関係部局等との事前相談を行い、当該計画の実現性についてあらかじめ確認しておいてください。

8 申込受付期間

平成24年12月3日(月)から平成24年12月26日(水)午後5時00分まで

申請事業者数が上記期間で応募定員数を大幅に満たさない場合、応募期間を延長する予定です。その場合、ホームページでお知らせします。

9 書類補正期間

平成25年1月7日(月)から平成25年2月1日(金)まで

10 提出書類及び提出部数

(1)提出書類

特定施設入居者生活介護事業所の設置に関する事業計画書、添付書類及び得点表

応募に必要な様式については、電子メールにて、次のアドレスに「件名:様式希望」と付し、本文に担当者様の氏名及び連絡先を記入し、御送付ください。

電子メールアドレス:ishii-yuu@city.kawasaki.jp(高齢者事業推進課施設運営係石井宛て)

(2)提出部数

1部(A4ファイルに綴じること。)

11 応募方法

次の期日までに御提出をお願いします。

平成24年12月26日(水)午後5時00分までに高齢者事業推進課に必着(ただし、郵送の場合は当日消印有効。消印が確認できないような配送方法は不可。)

受付期間最終日の提出は極力避けてください。可能な限り、確認・修正等の期間を見込んで、早めに提出をしていただきますようお願いいたします。

12 提出先

川崎市健康福祉局長寿社会部高齢者事業推進課施設運営係(市役所第3庁舎6階)

住所:〒210-8577

川崎市川崎区宮本町1番地

電話:044(200)2454

FAX:044(200)3926

13 その他留意事項

(1)応募に際し、高齢者の居住の安定確保に関する法律(平成13年法律第26号)第5条に規定する「サービス付き高齢者向け住宅」の登録を前提とする特定施設入居者生活介護の場合は、社団法人かながわ住まい・まちづくり協会と事前相談を行い、登録に係る基準を満たすことが申請の条件となります。

(2)事業者募集に関する質問は、電子メール又はFAXにて、平成24年12月10日(月)午後5時00分までに高齢者事業推進課に届いた質問についてのみを受付けます。また、質問に対する回答の一部を、平成24年12月11日(火)以降に高齢者事業推進課ホームページで公開する予定です。なお、公平性を期すため、質問の締切日以降の個別相談等は受け付けません。

(3)不備のある提出書類は受け付けできません。

(4)提出していただいた書類の内容について、確認を要する部分があれば、必要に応じてヒアリングを行いますので、提出書類の内容に関して把握されている方の来庁をお願いします。

(5)提出された書類について、申込受付期間経過後の差し替え及び再提出はできません。

(6)提出された書類の返却はいたしませんので、予め御了承ください(選定以外には使用しません。)

(7)提出された書類に虚偽の記載及びその他不正な申請があった場合は、応募を無効とします。

(8)同一区内における複数の応募は不可とします。

(9)応募に関し必要な費用は、応募者の負担とします。

(10)運営予定事業者の決定は、「2 公募の対象となる募集定員数」に表記している募集定員数の範囲内となります。

(11)土地所有者、地域住民、その他関係者とのトラブルが無いように、応募にあたっては事業者の責任で関係者への詳細な説明と同意を得ておいてください。

(12)本市では、計画的に特定施設入居者生活介護事業所の整備を進めておりますので、運営予定事業者として内示を受け

た後に、開設場所、事業開始予定時期、入居定員、入居時の要件（介護専用型から混合型又は、混合型から介護専用型）及び運営予定事業者に係る変更（事業譲渡）はできませんので、予め御了承ください。

(13)設置に伴う整備費補助金等はありません。

(14)運営予定事業者の決定後、川崎市有料老人ホーム設置運営指導要綱第6条の規定どおり、開発許可又は建築許可若しくは建築確認の申請をする場合は、事前協議終了通知を受領した後に行うものとします。今回の公募において、このような事例が確認された場合は、運営予定事業者としての権利を取消いたしますので、予め御了承ください。

14 選定基準に関する留意事項

(1)項目番号1-3の「特定施設入居者生活介護等の運営実績」については、平成24年11月1日時点における運営実績によって評価を行います。

(2)項目番号2-1の地域バランスの「川崎市が指定した行政区」は次のとおりとなります。10点→幸区、5点→川崎区及び中原区

(3)項目番号2-2の「他事業所とのバランスについて」は、今後開設が見込まれている事業所を含みます（別紙「開設予定事業所一覧」のとおり。）。

(4)項目番号4-2の「入居時の要件について」は、公募の対象としているサービスのうち、「介護専用型」の募集に関しては、加点の対象にはなりません。

(5)募集の対象となる定員数を越える応募があった場合で、本市の「特定施設入居者生活介護事業者選定基準」に照らし、選定項目ごとに採点を行った結果、合計得点が同点である場合は、次の選定方法によって順位付けを行い、その結果を「地域密着型サービス等部会」に諮り、意見反映措置を講じた上で、運営予定事業者を決定します。

ア)項目番号1-3、2-1、2-2、4-3の合計得点が高い応募者。

イ)アの結果、合計得点が同点の場合は、項目番号1-3の得点が高い応募者。

ウ)イの結果、得点が同点の場合は、項目番号4-3の得点が高い応募者。

エ)ウの結果、得点が同点の場合は、項目番号2-1の得点が高い応募者。

オ)エの結果、得点が同点の場合は、項目番号2-2の得点が高い応募者。

カ)オの結果、得点が同点の場合は、その結果を「地域密着型サービス等部会」に諮り、意見反映措置を講じた上で、運営予定事業者を決定します。

15 介護保険法に基づく居宅サービスに関する基準の条例制定について

本市では、「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」及び「介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」の制定に伴い、これまで厚生労働省が定めてきた特定施設入居者生活介護（指定居宅サービス）等に関する基準について、条例を定めることとなりました。

したがって、今回の公募を行う施設については、条例の施行後（平成25年4月1日予定）、当該条例を遵守していただくこととなりますので、御留意ください。

募集関係資料

 [開設予定事業所一覧\(PDF形式、23.61KB\)](#)

 [特定施設入居者生活介護事業者選定基準\(PDF形式、131.36KB\)](#)

 [特定施設入居者生活介護事業者募集に関するQ&A\(PDF形式、74.42KB\)](#)

このページに対してご意見をお聞かせください

このページは役に立ちましたか？

役に立った どちらともいえない 役に立たなかった

このページは見つけやすかったですか？

見つけやすかった どちらともいえない 見つけにくかった

いただいたご意見は、今後の当ホームページ運営の参考といたします。

確認する

お問い合わせ先

健康福祉局長寿社会部高齢者事業推進課

〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地

電話:044-200-2454

ファクス:044-200-3926

メールアドレス:35kosui@city.kawasaki.jp

(c) 2014 City of Kawasaki. All rights reserved.

閉じる